

令和7年第1回川本町議会定例会会議録

(第3日目) 令和7年3月12日 午前9時30分開議

議長

おはようございます。
これより、本日の会議を開きます。

々

ただいまの出席議員数は9名であります。
定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

々

本日の議事日程は、お配りしているとおりです。

々

日程第1、「一般質問」を行います。
質問順序を申し上げます。
通告順に、6番木村議員、4番本山議員、3番中平議員、7番石川議員、5番高良議員、1番飯田議員、8番飯田議員、2番杉本議員であります。
本日は、6番木村議員から、5番高良議員までの5名の一般質問を行います。
通告順に従い、順次質問を許します。

々

はじめに、木村議員の一般質問を行います。6番木村議員。

6番
木村議員

皆さんおはようございます。6番木村議員でございます。通告書に基づいて、質問いたします。なかなか良い日和になりまして、あれだけの大雪、嘘のようでございますが、よろしく願い申し上げます。

では、初めに、川本町における公の施設指定管理者制度に四方良し（町民・利用者・自治体・民間企業）となっているかについて、お尋ねします。

これは、町長施政方針にありました、交流施設等の運営に関連する重要なテーマでございます。施設とその役割について、川本町の玄関であるインフォメーションセンターかわもと、健康増進とホテル・レストラン機能を持つかわもと音戯館、コテージやグラウンド・ゴルフ場がある笹遊里、温泉との介護予防の拠点施設である弥山荘など、これらの施設が指定管理制度の中で運営されています。指定管理者制度の意義については、この制度は公設民営の仕組みであり、町の施設を民間に運営してもらうことで、経費の縮減や民間のノウハウの活用など多くのメリットがあります。しかし根底には、公の施設は町民のための施設であり、町の財産であるという共通認識があります。このことを踏まえ、町民の声と町の考え、思想がしっかりと反映されることが最も大切だと考えます。最終責任は町にあります。指定管理期間の満了と今後の検証については、いずれの施設とも令和7年度末に指定管理期間が満了となります。残り数か月であるべき姿の検証が必要でございます。

6 番
木村議員

ここで、以下の質問を通して、四方良しのための良い処方せんを見つけていきたいと考えます。具体的な質問として、利用者、町民サービスの満足度の検証について3点伺います。

1つは、仕様書、基本協定書に基づく、各施設の指定管理者運営状況検証について伺います。

1つ、施設の管理運営に民間事業者の持つノウハウを活用し、町民サービスを目的に、指定管理者制度を導入した各施設のあるべき姿について伺います。

1つ、利用者・町民サービスの満足度について、どのように検証されているかについて伺います。

次に、業務評価についてでございます。監査委員等による監査業務指導について伺います。監査業務指導に基づく自己評価と、町当局としての監査実施と支援対策についての所感を伺います。

次に、リスク分担についてでございます。仕様書積算と運用開始後の差異について、来客数等の差異による減収への対応としてのプロモーションやマーケティング支援について伺います。

終わりに、次期応募者募集の方針についてでございます。現指定管理期間令和8年3月末満了に伴う次期応募者募集の方針及び現状制度の検証から改革までについて伺います。

以上、質問を通して四方良しとなる良い処方せんを見つけていきたいと考えております。どうぞよりよい討論のご協力を要請します。以上でございます。

議 長

それでは、木村議員の質問、川本町公の施設指定管理者制度が四方良し(町民・利用者・自治体・民間企業)となっているか問う、に対する答弁を求めます。番外名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長

木村議員の川本町公の施設指定管理者制度が四方良し(町民・利用者・自治体・民間企業)となっているか問うについてお答えいたします。

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的としています。産業振興課所管の指定管理施設としては、従来の湯谷温泉弥山荘、ふれあい公園笹遊里、道の駅インフォメーションセンターかわもとに加え、今年度から教育課から所管替えにより、かわもと音戯館も所管しております。

まず、1つ目の利用者・町民サービスの満足度の検証でございますが、現在のところ、議員ご指摘の調査は行っておりませんが、指定管理者からの毎月の報告書やヒアリングにより、利用者等の利用に対する満足度を把握しております。施設ごとに性質が異なることから、利用者からの満足度もそれぞれではございますが、施設設置者といたしましては、施設の利用状況はさる

<p>番外名原産 業振興課長</p>	<p>ことながら、利用者の満足度の把握に努めてまいります。</p> <p>2つ目の業務評価でございますが、指定管理者制度を導入している公の施設において、その管理運営が計画どおり、適切かつ確実に実行されているかどうかを確認するとともに、利用者とは指定管理者自身の評価を踏まえ、より質の高い運営に資することを目的として、指定管理者による業務実施内容を検証し評価する仕組みがございます。本町におきましては、月次、年次による収支や業務実績の報告は受けておりますが、評価基準等を設けていないため、指定管理施設の評価、いわゆるモニタリングによる評価までは行っておりません。</p> <p>3つ目のリスク分担の考え方でございますが、燃料費、光熱水費につきましては、積算額と実績額との差額を調整することにより対応しております。また、町内外で開催されるイベント等への出店を促し、施設のプロモーションや収入確保の機会創出を図っております。</p> <p>4つ目の次期応募者募集の方針についてでございますが、現指定管理期間が令和7年度で満了いたしますので、令和8年度からの次期指定管理者を公募することとなります。公募にあたりましては、現在の各施設の利用状況及び収支等を検証し、これからの施設の在り方を踏まえ、効果的かつ効率的に運営できるよう検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>議 長 6 番 木村議員</p>	<p>木村議員。</p> <p>それでは、今、答弁いただきました関連ですね、順次質問をしていきたいなと思います。</p> <p>まず、初めに野坂町長にお尋ねします。総論的な観点から伺いたいと思っております。指定管理者の位置付けと役割について、支援方針にありました交流施設等の運営についてでございます。各々施設について、来訪者を増やし町内施設間の総合連携を促すことで、施設の魅力を向上させ利用者の拡大を図ると述べられております。現状、指定管理者制度が四方良しとなっているかということについて、お尋ねします。先ほどの壇上で申し上げましたが、指定管理者制度の意義については、この制度は公設民営の仕組みであり、町の施設を民間に運営してもらうことで、経費の縮減や民間のノウハウの活用など多くのメリットがあります。しかし、根底には公の施設は町民のための施設であり、町の財産であるという共通認識があります。このことを踏まえ、町民の声と町の考え思想をしっかりと反映することが最も大切だと考えます。よって、町長のこの指定管理者制度の四方良し及び意義に係る関係についての所感を求めます。</p>
<p>議 長 番外</p>	<p>野坂町長。</p> <p>はい、お尋ねは指定管理者制度の意義についてであります。ご承知のよう</p>

野坂町長

に、この指定管理制度をですね、振り返りますと、確か小泉内閣の頃だったと思いますが、議員おっしゃいましたよね、民間のノウハウですねそういったものを、公の施設の管理にそういう手法を導入すべきということで、目的は議員おっしゃったとおりであろうと思います。町が行います行政サービスですね、基本的にはですね、例えば義務教育あるいはそのですね、道路河川というですね、義務教育はもうすでに憲法でうたわれた義務であります。道路は道路法、河川は管理法、もちろん管理者が国、県、町と異なりますけども、町がですね直接的にですね対価を求めない中で、教育の提供であったり道路ですね河川、安心安全な暮らしやすいまちづくり、こういったものを義務づけられている施設とは別にですね、そうでないですね部門のサービスをですね、これだけ多様化したニーズの中でどうやって提供していくかということにあたっては、近年社会が成熟化して、公に求められるサービスがどんどん広がっていった、広がっていった一方で、管理に手を取られたりですね、そういうノウハウが行政が持たないゆえにですね、そのサービスが目的にかなった提供ができていくかということの課題意識から、先ほど言いましたように指定管理制度が設けられて今に至っていると、このように感じております。議員ご指摘のとおりですね、目的はそのような中でですね、町民の皆様、利用者そして町、その受けるですね事業者すべてがですね、最もよくバランスのいいパフォーマンスが発揮できるようなマトリックスをいかに求めていくように運営するかというお願い、町はお願いをしているわけですね、これについての最終責任者は町にあると、このように認識しております。

議 長

6 番木村議員。

6 番
木村議員

今、町長がおっしゃっていただきましたマトリックスの関係ですけど、マトリックスの関係で質問をしていきたいなというふうに思います。今言われましたように、町にはいろいろと町民の皆さんにですね道路河川等の関係にもというポジションがあります。これは当然ながら公益的に支的的なポジションであります、ではですね、令和5年8月28日に活性化対策特別委員会で、かわもと音戯館温水プールの今後の運営について皆さんとともにいろいろ論議してまいりました。その時にですね、町長は分類モデル例としてマトリックスによる音戯館の温泉プールを定義づけされました。同様に各施設の目的、分類モデルについてですね、所感をお願いしたいなというふうに思います。時間の関係で省きますけど、町長の方からですね、今、道路・河川・公園に様々なことのポジションがありますねと。では、今、指定管理の皆さんが一生懸命いろいろと町民のために頑張ってもらってる施設は、どこのポジションになるのかなということ、町民の皆さんが分かりやすい、こういうところの位置付けですよということについての目線合わせをお願いしたい。よろしく申し上げます。

議 長

野坂町長。

番外
野坂町長

今、議員がですね、ご質問の中でご指摘のありましたのはですね、振り返りますと平成5年のこれ秋でしたですかね、このですね、音戯館の温水プールのあり方を検証をしました折にですね、そのいわゆる受益者負担のあり方の視点での検証を行った上で今後に向かいたいと、いうこととお話しした経過がありまして、その際にですねアカデミックの方でまとめました、そのですねサービスの分類がですねどこにあるかということのお尋ねであろうと思います。これはアカデミズムの中での分類ですので、そのサービスをどのように分類するかといろんな考え方があるんですが、その時にお示した軸はですね、4つの軸でお話をしたというふうに思います。

1つは、必ずですね提供せねばならない、いわゆる必需的ですね、そういうものであるのかどうか、さっき言いました教育ですね、道路・河川、例えば図書館あたりもこれは図書館法で、対価は、公立図書館は対価を求めていけないというふうに定めてありますので、そういう性質のものです。

一方で、選択的というのは、使う人のですね選択によって、そのサービスを選択するかどうかに任されている分野とそういう2軸と、もう1つは、それが公益的なものであるかということですね、公益的なものじゃなくていわゆる利益的なものであるか、言い返すと公益的なものっていうのは、市場に委ねてはサービスが提供できない、経済学用語で言うと市場の失敗が起こるもの。逆にですね、私益的なものっていうのは、市場に任せておけば、そのサービスが提供できる、こういう分類でお話をしたかと思います。今のですね産業振興課所管のですね、指定管理施設、基本的にはそのですね、ある意味、町が提供できない中でも、その必要に応じてですねメリットを提供せねばならないものと、そうでない一般的にはもう任しておいて良いところもありますので、そういった分野の分類の中でご提案したと思います。プールの方はですね、これは音戯館のプールにつきましては、そのですね選択できるですね、そちらの側に立つものであるその選択はそうですね、さらに健康増進に向かうのであればその例えば、ジムである、ウォーキングである、プールである、その中で皆さんがどのように判断して向かわれるかと、そっちに属してくるのではないかという提案をしたところであろうと思います。

それからですね、もう1つはですねホテル、そしてですねレストランにつきましては、市場的でありますけども、この産業波及力があるという点からですね、町としてもサービス提供を一定程度、受益者負担のもとで構えなければならぬと、こういうふうな整理でお願いしたのではないかというふうに記憶をしております。特に今、指定管理施設については、特に音戯館についてはそのことが共存しながらやっているサービス提供の質と分類が少し違いますので、それをどのように向かっていくかということが大きな課題になっております。それからですね、そうでない施設のところはですね、公の要素も持ちながらどのようにですね受益者負担をお願いしながら町民の皆

番外
野坂町長 さんにですね、都市部では民間の市場に任せておいては難しい部分を一定程度公が関与しながらサービスを提供すると、そこですね選択性が今どこにあるかに応じて、この指定管理制度をどういうふうに運営していくかと、いうことになってこようと、このように考えております。

議 長 (「6番」の声) ちょっとお待ちください。
質問者も答弁者も、もう少し簡単明瞭な質問、答弁にしてください。
はいどうぞ。
木村議員。

6番
木村議員 今、議長から言われましたように、ちょっと結論的にはよく分からなかったんですけど、私は要するになくてはならないというポジションだというふうに認識を合わせたいなというふうに考えます。ですから、やはりこれは町民の公のためにある施設だというふうに目線合わせをしたかったということでもあります。それからプールの話もありましたが、町民プールもなくなるという状況もありますので、教育との関係も使う以上、そういうことを考えておりますので、私はそのような考え方でいきたいなというふうに思います。

次にですね、指定管理者で町長としてですね、優先、何を一番優先にお考えで見られてるのかなということにお尋ねします。

それはですね、費用対効果なのか町民福祉サービスなのか、やはり地域の活性化なのか、それかそれとも切り口を変えて指定管理施設の老朽化に伴う費用を投入するのは、そろそろ検討せにゃいけないのかなというような様々なことが考えられると思いますが、これ一例なんですけど、町長として指定管理者の位置付け及びそういう優先順位として、どのような順位付けをされているかお尋ねします。

議 長 野坂町長。

番外
野坂町長 町に課せられた大きなですね使命はですね、町民福祉の増進であります。自治法の根幹であります。その中で先ほどですね、ちょっと私も説明が舌足らずでですね、議長からのご指摘もあったことも再度かみ砕きながらお話をしておきますとですね、町民福祉の増進に向けてですね、1つは、もう町が法律に基づいて、ねばならないですね施設の運営、これをまずしっかりやっていくということでもあります。この指定管理制度に基づくものはですね、やっぱり目的の趣旨から、民間のノウハウをですねしっかりいただきながら、施設をですね町民の皆様に都市部にないものでもあれば、あるいはその経済波及効果があるのであればそれを提供すると。そういう視点からはですね、議員がおっしゃいました費用対効果、町民福祉の増進、それから地域経済の活性化さらにですね施設のですね運営、そういう点からいうと、私はですね、

番外
野坂町長 民間ノウハウのですねこれを大いに期待すると。この視点がですね、やはり公では提供できないサービスを民間の方のですねノウハウ、いろんなノウハウを導入していただいでですね、行政ができなければ、その、広告PRですねそういったものをですね、あるいはその民間事業所がお持ちのですねその施設の運営だけではなくて他の施設への運営状況をですね反映して、その施設の運営に活かしていただく。私が最も期待するのはですね、その民間ノウハウのですね、それをしっかり施設運営に反映していただくと、このことを最も期待して指定管理施設をですね見渡したいとこのように考えております。

議 長 木村議員。

6 番
木村議員 はい、私も同感であります。そのための指定管理制度でありますので、ややもするとですね費用対効果の方に走るのではないかなというふうに考えました。町長の答弁で十分かなというふうに思いますので、今後ともですね指定管理者の関係については民間企業さんのノウハウ、やはり官ではできないというものの一番よさであろうかと思っておりますので、その方向で走っていただきたいなというふうに思います。

それではですね、その民間ノウハウについて、次のご質問させていただきたいんですけど、課長に伺いますけど、満足度の関係であります。この設置目的に合った満足度はどのようなのかなというふうにお尋ねしたいと考えています。仕様書や業務計画書に基づく指定管理者の事業運営は、川本町としてあるべき姿になっているのかな。両者町民サービスの満足度の検証はどのようにされてるのかなというふうにお尋ねしたいと思っております。仕様書に基づく、公募等による指定管理者の事業運営は、川本町としてあるべき姿になっている。仕上がり像なんかは、どのようにお考えなのかな、そういう満足度の関係についてお尋ねします。課長よろしく。

議 長 番外名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長 本町といたしましてはですね、先ほど答弁いたしましたけれども、仕様書に基づいて施設があるべき姿になってるかどうかというところを、施設の設置目的であったりですね、そういったものを見させていただきまして、月次報告なり年度報告いただきますので、それに基づいて、検証の方を行っているところでございます。以上です。

議 長 木村議員。

6 番
木村議員 はい。満足度ですね、ちょっとあれですけど、この中で仕様書にですね、常に町民・利用者に対して常に接客サービスの向上を図ってですね、利用者

6番
木村議員

の満足度を高めるということになってます。物差しはどのようにされてるのかな、考え方を変わってお尋ねしたいなというふうに思います。アンケートの関係については、冒頭アンケートをとってないということでありました。では今さっき言われましたように、報告書に基づいて満足度を図ってるということになれば、その報告書等の関係についてどのように利用者さんが満足され、やはり町として仕上がり像、どのような観点からお考えでされとるのかな、そういうふうなどのように把握されてるかについてお尋ねします。

議 長

番外名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長

仕様書の方にはですね、管理運営に関する基本的事項ということで、先ほど議員の方から言われました接客サービスの向上を図り、来館者の満足度を高めることというふうにございます。こういったところをですね、先ほど報告書等でうちの方が検証してるというに申しましたけれども、今施設の方からいろんな声聞いております。当然、各施設がですね平成8年ぐらいに大体整備されたものが多いので、老朽化等によりご不便をかけてるところは承知しておりますけれども、そういった中で、各施設の方が鋭意努力していただきまして、接客サービスの向上に努めていただいておりますけれども、いろんな特記事項等やヒアリングの中でいろいろな声も伺っておりますので、そういったものを通してですね、本町も先ほど言いましたように仕様書等の今いろいろな基準をうたっておりますけれども、指定管理者を行う業務の範囲等も基準がありますけど、そういったものに照らし合わせて確認の方をしておるところでございます。

議 長

木村議員。

6番
木村議員

はい。今、ヒアリングとおっしゃいましたが、どのぐらいどのような間隔でヒアリングを受けられとるのかな。年間ですね、年末に報告を求められて、年に1回ぐらいなのかな、それとも中間なのかなというふうには思います。ある事業所の関係のですね、事業計画書によるとですね、このアンケートの話ですけど、苦情等の処理対策と未然防止の対策として、店内・玄関入口の2か所にご意見板を設置して、定期的に意見等の収集を行う。寄せられたご意見等については、ご意見箱対応管理表にて集約・管理し、協議により決定し、改善策は各職員が共有できるサーバー上に配置し周知を行った。利用者から寄せられたご意見を毎月町へ報告を行い、課題の共有を図るとありますと、記載してありましたんですが、実際にお尋ねしますと、事務局で管理して全員に周知し、改善策については内部検討して、町当局には報告されてないということですが、町として利用者様の声の集約について、毎月20日までに各前月の業務報告書、アンケート結果報告を、仕様書に提出するように記載してありますが、これはされてないということでしょうか。

議 長	番外名原産業振興課長。
番外名原産 業振興課長	<p>月次の報告については、いただいております。その中で、苦情等もですねあればお受けする形になろうかと思えます。先ほども言いましたように報告書の中でですね、軽微なものについては指定管理者の方で対応されると思えますけれども、大きなもの、割と町で対応すべきものについては、特記事項等ですね、書面なり口頭で報告の方を受けてるところでございます。</p> <p>例えば、道の駅で言いますと、トイレの位置がわかりにくいんでその掲示板の方、もっと配慮していただければという声もいただいております。そういった細かい声をですね、毎月なり、先ほども施設老朽化というふうに言いました、申しましたけれども、結構、職員もですね、修繕の方で修繕の関係で施設へ出向くこともございますし、私も修繕のたびには検査の方でお邪魔する機会もございますので、そういった機会を通してですね、いろんな声の方、集約しているところでございます。以上です。</p>
議 長	木村議員。
6 番 木村議員	はい、再度聞きますが、くどいようですが、なぜアンケート等をとられるとかですね、そのように要求されないかお聞きします。
議 長	番外名原産業振興課長。
番外名原産 業振興課長	<p>すいません、アンケートもですね、不特定多数の方が、もし何か問題があればというところで出られておりますけれども、もし目的に沿ったもの、意見の集約が必要であればですね、積極的なアンケートの方を行ってまいりたいというふうに考えておりますし、今後より良い施設面に向けてですね、必要があればちょっと考えていきたいというふうに考えております。以上です。</p>
議 長	木村議員。
6 番 木村議員	<p>はい、わかりました。いずれにせよですね、指定管理者の中にはですね、アンケートをちゃんととって、内部でそれなり検討されるということを伺っておりますので、あるものについてはですね、ぜひ町の方にもいただいてですね、共有化を図っていただきたいなというふうに思います。</p> <p>続いてですね、今度は業績評価の関係についてお尋ねします。管理仕様書にですね、指定管理者に要求する管理運営の業務内容及び水準等々、指定管理者が行う業務計画書の範囲及び基準となる業務内容の業務評価について、監査及び業務報告の徴収等、業務評価の現状と自己評価についてですね、お尋ねしたいと思えます。冒頭答弁でですね、評価基準を設けてないために、</p>

6番
木村議員 指定管理施設と評価、いわゆるモニタリングは評価までやってないということなんですが、この業務評価モニタリング等の関係なぜされないのかな。先ほどこれまでの論議とあまり変わりませんが、なぜ指定とした業務内容についてされないのかなということについて、お尋ねします。

議 長 番外名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長 先ほどの答弁で申しましたように、本町の方ではですね評価基準を設けておりませんために、モニタリングという評価まで行っていないのが現状であります。他のですね自治体ではですね、指定管理者の評価制度ということで、指定管理施設を対象にですね評価方法を設けまして、外部評価委員会等も設置しながらですね、施設の評価の方を行っているというふうには伺っておりますが、なかなかちょっと本町の方ではですね、そこまで行っていないのが現状でございます、この評価っていうものをですね、どうしようかってところはちょっと今後また検討も必要かなというふうには考えておりますが、現時点におきましては、評価項目を設けていないためにですね、現状報告や年次報告等によつての検証に留まっているというところでございます。以上です。

議 長 木村議員。

6番
木村議員 はい。それでは仕様書にですね、いろいろと指定管理者に要求された分の水準とか指定管理者を行う基準等の関係については、何も把握されていないのかな、その検証されていないのかなというふうにしかとれません。それですね、副町長にお尋ねしますが、島根県の指定管理者についてはですね、モニタリング等の関係についてしっかりとされておりまして、副町長の目から見て、やはりどのようにそのモニタリングの関係について受け取られるかということについて、答弁願います。

議 長 番外藤田副町長。

番外
藤田副町長 はい。指定管理制度のモニタリング業務評価についてでございます。これも様々な施設ごとの設置目的、事業の運営形態等ございまして一様には言えない部分があるかと思いますが、冒頭、町長がですね説明されましたとおり、この指定管理の施設運営につきましては、民間事業者のノウハウ、強みを發揮していただくことが重要だというふうにご考えておりますので、そういった部分が、しっかりできているのかということは把握・点検することは非常に重要であると思っております。ただこの点検につきましてはですね、この事業に係る営業活動だけではなくてですね、企業経営全般を見る部分も必要ではございますので、難しい面もございまして。議員ご指摘のとおり、業務の点検の仕

番外
藤田副町長 方またその体制、こういったものについては、今の指定管理制度5年間で区切りとしてやっております、来年度が最終年ということでございます。その評価の仕方についても、改めて検討していきたいというふうに考えております。

議 長 木村議員。

6番
木村議員 はい。じゃあぜひ、やはり必要だなと思います。税金をですね、町民の皆さん含めてお願いしてるわけですから、やはりそれなりに投げっ放しということじゃなくて、どのようなことについてはですね、求めていくべきだというふうに考えますので、よろしくをお願いします。その中でですね、また指定管理者の皆さんの方にですね、自己評価を求められています。仕様書の中にあるんですけど。仕様書の中にですね、指定管理者は利用者等の意見や要望を把握し、管理、管理運営に反映されるよう努めてくださいと。また施設の管理運営に反映されるように自己評価を行い、その結果を毎年度末の年度末の事業報告にまとめて、川本町に提出してくださいというふうにあります。これは今、時期ですから5年度末、5年度の分しかないと思うんですけど、この自己評価を受け取られて、どのように対応されたことについて、答弁願います。

議 長 番外名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長 ただいま、5年度ですね報告のほうを受けております。それについてどう対応をしておこうかというところでございますけれども、いろんな収支並びにどういったことをされたかっていうところを踏まえてですね、施設、先ほども言いましたように仕様書の中にあるべき運営形態がございますので、そういったところを踏まえて、確認の方を行っているところでございます。以上です。

議 長 木村議員。

6番
木村議員 その確認をされて、どうされたんですか。

議 長 番外名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長 まず確認につきましては、よりよいサービス向上というところは前提として、施設の方にお願ひすることではございますけれども、併せて施設ですね老朽化等の要望もございますので、そちらは当然、当初予算等に早い段階で反映できるように、検証の方を行って対応しているところでございます。

議 長	木村議員。
6 番 木村議員	はい。それ今、5つ施設がありますが、どの程度自己評価を提出され、どのように対応されておりますか。
議 長	番外名原産業振興課長。
番外名原産 業振興課長	自己評価の方もですね、きちっとした形で書面でいただいているものはちょっとないものもございませうけれども、実際に行っていた事業等ですね、どういった運営状況であったかというところを書いていただいたものを確認しているようなところでございます。以上です。
議 長	木村議員。
6 番 木村議員	はい。それではですね、いろいろと自己評価を出されたのはいろいろ課題もあろうかと思えます。詳細は何つてもありますが、それは差し控えさせていただきますましてですね、その中でいろいろ課題があつたり次の予算等の会計に反映されてるといふことだろうといふふうに思いますが、では中の監査等の関係についてですね、併せて業務報告の中ではありますが、川本町公の施設の指定管理者の指定の方法及びする条例（正：川本町公の施設の指定管理者の方法及びする条例）がありますが、平成16年9月1日、条例第28号の中に、第11条、業務報告の聴取等というところがございます。第1条（正：第11条）で、町長等は公の施設の管理の適正を期するために、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期にまたは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるということになっておりますが、この件について各指定管理者の監査等の関係についての所見を伺います。
議 長	番外名原産業振興課長。
番外名原産 業振興課長	監査につきましては、監査すべき特別な事由があれば監査を行うべきであるといふふうに考えております。現状、年次報告や収支計算書等で確認の方行つてるところでございますけれども、合わせて、今、定期監査でありますとか決算審査等でですね施設の利用状況ですとか協定等の資料の方を提出していただいて、監査委員さんにはご確認いただいているところでございます。そういったところで必要があれば、当然、直接的な監査及び実地での監査といふふうになってくるのかなといふふうに考えております。以上です。
議 長	木村議員。

6 番
木村議員 そうですね、報告を皆さんからいただいた中で、運営状況についてですね、どのように把握されておりますか。その件についてですね、あわせて運営状況の中から監査等とか業務監査等の必要であるかどうかというふうにはどのように判断されておりますか。

議 長 番外名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長 収支決算書等を見せていただきまして確認の方を行っております。監査が必要かどうかというところですね、そこまでには至ってないというふうに認識しておりますので、現在、監査の方は実施してないというふうな状況でございます。

議 長 木村議員。

6 番
木村議員 そうですね、今必要でないということについては、各施設の皆さんの経営状況は良しとして、そこまで先ほどの11条なんですが、業務報告の関係も受けてればですね、必要でない。実際に調査するとかですね中へ入っていろいろと指示をすることはないというふうな、今の指定管理者の皆さんの運営状況でございましょうか。

議 長 番外名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長 先ほども申しましたように、各種資料等を、あと並びにヒアリング等ですねそういったものを通して運営状況の方は把握に努めておりますけれども、現段階ではちょっと監査の方までは行っておりませんので、今後、財務状況につきましては、各指定管理者の方が募集時にですね、財務指標等向こう事業3か年間ですね資料等を出していただくようになってますけれども、毎年度は求めてないのが状況でございまして、今後こういったところはですね、求めていくべきかなというふうには考えております。以上です。

議 長 木村議員。

6 番
木村議員 もう一度聞きます。今の指定管理者さんの運営状況について、どうなんですかというのを、再度お聞きします。状況よろしいんですか、そのまま町としても、お任せしているということでもよろしいんでしょうか。

議 長 番外名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長 各施設の運営状況につきましては、やはりコロナ禍明けでですね収入が落ち込んで、まだ完全な復元には至ってないというふうには認識しております

番外名原産業振興課長 し、なかなか、先ほど施設の老朽化ということも申しましたけれども、そういったところも含めて誘客促進というところでは、なかなか不備と申しますか、なかなか魅力的な施設になってるかというところではないのかなというふうに思ってますけれども、そういったところも含めてですね、運営面の方を見ておりますけれども、なかなか現状、厳しい運営が続いてるかっていうふうには認識しておるところでございます。

議長 木村議員。

6番 木村議員 はい、分かりました。それでですね、指定管理料のスライド制度について、お尋ねします。先般の予算委員会についてですね、このたび指定管理料のスライドの関係について説明ありました。とてもいいことだなというふうに考えてます。令和6年4月1日、総行経第9号、総務省自治行政局行政経営支援室長発出の指定管理者制度等の運用の留意事項、それから関連するというふうに考えますが、この指定管理制度スライド制度についてですね、今後本町としてはどのようにお考えでしょうか。

議長 番外名原産業振興課長。

番外名原産業振興課長 スライド制度におきましては、賃金水準や物価水準が変動してですね、その辺の一定限度を超えた場合に金額の方を変更する制度っていうふうには承知しておりますけれども、今年度一定程度の変動が見られたために、令和7年度で人件費の方を増額するべく当初予算の方に反映させていただきまして、本議会の方で提案させていただいております。今後、物価高騰並びに燃料高騰等もありますので、どういったふうな賃金水準変わっていくか、物価水準が変わっていくかというのは分かりませんが、大幅な変動があればですね、この辺は検討して、施設に指定管理者にですね、過大な負担がかからないようにしていきたいというふうには考えております。以上です。

議長 木村議員。

6番 木村議員 はい。その変動の物差しはどこをもって変動の物差しにされますか。もういろいろと各市町等に見ますとですね、ある程度一定の基準の物差しをお持ちですが、本町は今後どのような物差しでいけますか。

議長 番外名原産業振興課長。

番外名原産業振興課長 今年度、職員の方ですね賃金水準が上がったというところで、それに合わせたところが背景にございまして、指定管理施設の人件費につきましても、そういったものを反映させながら、各職位に応じてですね人件費の方を

番外名原産業振興課長 算出しております。従いまして、そこをリンクしていくのかなというふうには、賃金水準は考えておりますので、そこであまり差異がないように、すぐすぐ反映させるということに、1年遅れとかそういうことになってくるかなというふうに考えておりますけども、そこは総合的に判断させていただいて、検討してまいりたいというふうに考えております。

議 長 木村議員。

6番 木村議員 はい、分かりました。今発言ありましたように、やっぱ人事院勧告ですね、当然、皆さんの職員の方も当然ながらそれに沿って賃上げ等をされるということですから、そのことになるというふうに、1年か遅れるかも分かりませんがということではありますが、いずれにせよそれなりの標準にさせて発注していただくという答弁でありがとうございました。

次にですね、備品管理の各施設の備品管理についてお尋ねします。

この備品管理についてですね、結論から言うたら、その線引きをして欲しいという話です。ある指定管理者からの要望でもあったんですが、町の備品と指定管理者の備品の線引きが不明であると。もともと直営だったためにも言うこともありますが、そのシールは不明であって、厨房なんかにおいてですね、冷凍機・洗浄機は指定管理者、ガス器具は町当局のように分かりにくいということがあって、今後やはり企業努力、設備投資していくのに、困惑してるということがあるんですが。これも以前からですね、担当者の方にお問い合わせされてるみたいなんですけど、今後、契約満了を迎えるので、早急に立会してですね、備品台帳を整理していただきたいし、備品台帳をいただきたいということですが、この件について課長どのように思われますか。

議 長 番外名原産業振興課長。

番外名原産業振興課長 指定管理施設の備品につきましては、備品、本町の備品台帳の方で管理しているところございまして、立て付けといたしましては毎年度、出向いて行って棚卸してはいいんですけども備品の方を確認して、漏れが当然、老朽化等もしているところもあると思いますので、廃棄すべきものを廃棄する、そういったところの整理は、年度ごとにやっていくように担当の方には言っております。なかなか平成8年からの施設だったりしてですね、指定管理者が変わってきて、引き継いでいかれてるものもあつたりして、実はそれは町の備品ではないので、その辺の認識がちょっと指定管理者の方にちょっとうちの思いとですねずれてるところがあるのかなと思いますので、そこはしっかりまた、今年度も確認するようになってますので、しっかり確認してそういったご不便をおかけしないようにしていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長

木村議員。

6 番
木村議員

はい、よろしく申し上げます。各々すべての指定管理者の皆さんがおっしゃってましたので、なかなか難しいと。だから新しいものについてはね、当然ながらシールが貼ってあるんだけど、古いのはよく分からないということがあります。先ほど今、課長がおっしゃいましたように老朽化との関係についてですね、故障対応の関係についてお尋ねします。仕様書の関係については当然ながら10万円以下のものは負担は指定管理者、それから10万円以上のものは町ということになってますが、先ほど課長が言われましたように、町の備品としてあったとしてもですね、老朽化によって不可抗力なですね、自然故障の関係については、指定管理者の範囲でないで町当局で対応していただきたい。それですね、ぜひそのように、これはすべての指定管理者の皆さんがおっしゃってました。それから文書ですね、故障・修理もですね、願いをするんですけど、なかなか対応してもらえないと。行きっ放しですね、戻ってこないということがあるそうです。ですので、なかなか大変なので、指定管理者の皆さんによってですね一覧表みたいのを作ってますね、チェック表ですね、毎月こういう状況ですよというふうに報告してるんですけど、なかなか対応してもらえないということがあるそうです。そういう状況について、今の老朽化の問題と、それから担当者がなかなか大変だということがあって、予算がないのならないなりにですね、担当者からやはり指定管理者の皆さんにこういう状況ですよという説明等の関係について、もっとコミュニケーションをとっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長

番外名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長

修繕についてのお尋ねがございましたけれども、まずちょっと行き違いがあるのかなというふうに考えておまして、基本協定の中では設備の損傷施設や設備の損傷等ですねすみ分けがございまして、先ほど議員おっしゃったようにですね、10万円以上（正：超え）と10万円以下の方で区分されています。

10万円以下については、施設指定管理者の方で行っていただいて、10万円以上（正：超え）については、町の方で見るというふうに基本協定の方で規定されております。10万円以下については、施設の負担にはなりませんけれども、そこはですね、年間の指定管理料の方に含まれておりますので、そこは当然施設の方でやっていただく。もちろんその指定管理者の手出しではなくて、指定管理料の中にそれを含まれていくというような形になっておりますので、そこはちょっと勘違いがあるのかなというふうに考えております。修理に対応できてないというところでご指摘いただきました。スピード感を持ってですね対応していくように心がけていきたいと思っております。

番外名原産業振興課長 いならできないですね、その辺もコミュニケーションをとって、しっかりして会社にわかっていただきながら、当然、必要であればですね予算に反映させていただくっていうところを、スピード感を持って行っていきたいというふうに考えております。以上です。

議長 木村議員、④に移ってもらわんと時間がありません。
(「はい」の声あり)
議題ですので、よろしくお願いします。
木村議員。

6番 木村議員 はい、最後に町長をお願いします。今、議長から言われましたように、次の応募者の関係について答弁願います。先ほどる論議させてもらいましたが、やはり良い指定管理者を求めるためには、モニタリングの問題、評価の問題、様々のことがあろうかと思えます。次の応募者のですね、期待を込めてどのようなお考えなのか、これを答弁をお願いします。

議長 野坂町長。

番外 野坂町長 今年度に産業振興課にですね、施設を一元化した意図はですね、私自身は特に今回のですね、レストラン、サービス部門ですね、そういったものがですね、これ町内に産業波及力も町民の皆様の利用と町外の皆様の利用とそれが産業波及力を持ったそういう仕組みができてるか、ここに重きを置いて移管をしております。この目線で向かいたいと思えます。その前提のですねいろいろな事務手続きがですね、なかなか議員ご指摘のところまで行き届いていないのはですねご理解いただきたいと思えます。いつも言いますが、60人の体制で、先ほど言いましたような法的に義務づけられる施設の運営にですねかかりますと、先ほど副町長が答弁しました、県はあれだけ組織があつてですね、経営の中に立ち入って評価ができるような仕組みが取れるわけですが、うちの方はなかなか取れない。そういった中で、そういったことも最終的に産業波及力が取れるような日々の寄り添いながら、事業者から計画を聞きながら次に向かうというスタンスが必要であろうと思っております。このことをしっかりご指摘の点も踏まえて進めていきたいと思えます。

次期募集はですね、我々この広島広域都市圏に参画いたしました。広島広域都市圏のですね自治体がですね、このような指定管理施設をどのように運営してるかというのをしっかり情報を把握して、そういう意味ではそのですね受託される可能性のあるところも、そういった情報もしっかり取りながらですね、最も望ましい形で、先ほど私が今言いましたようにですね、産業波及力の高いような形で町民の皆様への義務的な行政じゃないところでの、求められるサービスをどのように展開していけばいいのかという視点で、しっかり検討してご相談して、来年度の募集に入りたいと、このように考えてお

ります。

議 長

以上で、川本町公の施設指定管理者制度が四方良し（町民・利用者・自治体・民間企業）となっているか問う、の質問を終了します。

々

これをもちまして、木村議員の一般質問を終了します。

々

ここで、暫時休憩といたします。

40分まで休憩します。

(午前10時31分)